「個人タクシー事業の申請に対する処分に関する処理方針」等の一部を改正する通達案についての意見募集
に対していただいたご意見と国土交通省の考え方

〇パブリックコメント意見提出総数：20件

〇意見募集期間：令和7年9月29日（月）～令和7年10月28日（火）

〇とりまとめの都合上、内容を適宜要約させていただいております。

〇制定にかかる内容と直接の関係がないため掲載しなかったご意見についても、今後の施策の推進に当たって、参考にさせて頂きます。

| 意見の概要 | 国土交通省の考え方 |
|---|---|
| 賛成である。（同意見9件）<br>〇理由（一例）<br>・新規許可申請受付期間が増えることにより、法令試験合格後速やかな開業が見込めるため賛成。<br>・車両幅員証明書の廃止等により、申請事務の簡素化が図られるため賛成。<br>・今後の地域交通を支える運転者を確保し、事業環境を整備する観点から賛成。 | ご賛同いただきありがとうございます。 |
| 事後試験申請が廃止されると、７５歳定年、死亡譲渡の方等期間の定めがある方が申請ができなくなる可能性が高いので廃止しないで頂きたい。 | 個人タクシーの新規許可申請に限り、申請後試験受験者による申請受付は廃止するものであり、譲渡譲受及び相続の認可申請等に係る取扱いに変更はありません。 |
| 個人タクシーの新規許可申請の簡略化など、緩和を進めるのではなく、地域に本当に必要な許可かどうかヒアリングを実施すべき。 | 許可申請の機会を増やすことになりますが、許可にあたっては厳格に審査いたします。 |
| 今回の改正で道路幅員証明書の提出を不要とする場合、車両制限令に抵触していない事はどのように確認するのか。今般の改正は、車両制限令に違反していても構わないと認める事なのか。 | 一般乗用旅客自動車運送事業に使用する車両は車両制限令に抵触する可能性が低いことから今回の改正に至ったものです。車両制限令に抵触することを認めるものではありません。 |